

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年6月15日

【会社名】 蝶理株式会社

【英訳名】 CHORI CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 先 瀨 一 夫

【本店の所在の場所】 大阪市中央区淡路町一丁目7番3号

【電話番号】 (06)6228局5084番

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 迫 田 竜 之

【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南二丁目15番3号

【電話番号】 (03)5781局6201番

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 迫 田 竜 之

【縦覧に供する場所】 蝶理株式会社東京本社
(東京都港区港南二丁目15番3号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成30年6月15日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成30年6月15日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）として、先瀨一夫、藪茂正、渡邊裕之、吉田裕志、埜和博、中山佐登子、村山良の7名を選任するものであります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、降矢純、澤野正明、森川典子の3名を選任するものであります。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、新谷謙一を選任するものであります。

< 株主提案（第4号議案から第7号議案まで） >

第4号議案 ROEの目標を達成できた場合にのみ取締役（監査等委員及び社外取締役を除く取締役を指す。）の賞与を支払うこととする定款変更の件

現行定款の第24条に第2項を新設するものであります。

第5号議案 政策保有株式売却に係る定款変更の件

現行定款に第8章 第43条（政策保有株式の売却）を新設するものであります。

第6号議案 剰余金の処分に係る定款変更の件

現行定款の第40条を削除するとともに、現行定款の第41条を第40条に、現行定款の第42条を第41条にそれぞれ繰り上げるものであります。

第7号議案 剰余金の処分の件

第6号議案が承認可決されることを条件に、第71期の期末剰余金の配当として、普通株式1株当たり、平成30年3月期の連結上の1株当たり当期純利益の金額から金23円を控除した金額（ただし、小数点第一位以下を切り捨てた金額）を配当するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件					(注) 4
先瀆 一夫	208,072	18,272	3		可決 91.93
藪 茂正	220,045	6,299	3		可決 97.22
渡邊 裕之	220,044	6,300	3	(注) 1	可決 97.22
吉田 裕志	220,054	6,290	3		可決 97.22
埜 和博	220,031	6,313	3		可決 97.21
中山佐登子	220,025	6,319	3		可決 97.21
村山 良	217,647	8,697	3		可決 96.16
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件					(注) 4
降矢 純	220,389	5,955	3	(注) 1	可決 97.37
澤野 正明	211,948	5,075	9,324		可決 93.64
森川 典子	211,907	5,116	9,324		可決 93.62
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件					(注) 4
新谷 謙一	214,221	2,801	9,325	(注) 1	可決 94.64
第4号議案 ROEの目標を達成できた場合にのみ取締役（監査等委員及び社外取締役を除く取締役を指す。）の賞与を支払うこととする定款変更の件					(注) 4
	14,623	211,718	6	(注) 2	否決 6.46
第5号議案 政策保有株式売却に係る定款変更の件					(注) 4
	25,371	200,970	6	(注) 2	否決 11.21
第6号議案 剰余金の処分に係る定款変更の件					(注) 4
	61,924	164,418	6	(注) 2	否決 27.36
第7号議案 剰余金の処分の件					(注) 5
				(注) 3	

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
4. 賛成数、反対数、棄権数には、平成30年6月14日午後5時30分までの事前行使分および当日出席の大株主、当社役員のほか、出口調査（当日出席の株主の皆様へ決議事項に対する議決権行使結果をご記入いただいた用紙を、株主総会閉会后に回収・集計したもの）における議決権行使結果の集計値を合算しております。
5. 本件は、第6号議案の承認可決が条件となっておりますが、第6号議案は否決されたため、議案として取り上げておりません。

以上